

(対大臣・副大臣・政務官)

刑事局 作成

令和6年3月13日（水）衆・法務委

寺田 学 議員（立憲）

1問 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律附則

第20条第2項の「性的な被害を申告することの困難さその他性的な被害の実態について」の必要な調査はいつ行うのか、法務大臣に問う。

○ 昨年6月に成立した、性犯罪に係る「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」の附則では、政府において、

- ・ 施行後5年を経過した場合に、同法等の施行状況を勘案し、性的な被害の実態等も踏まえつつ、速やかに施策の在り方について検討を加えること
- ・ より実証的な検討となるよう、性的被害の申告の困難さその他性的な被害の実態について、必要な調査を行うこと

が定められている。

○ 現時点において、御指摘の実態調査の具体的な実施時期について確たることを申し上げることは困難であるが、法務省においては、附則の規定の趣旨を踏まえ、検討がより実証的なものとなるよう、関係府省庁とも連携し、適切に対応してまいりたい。

(参考1) 刑法・刑訴法一部改正法等の施行状況に関する調査について

法務省刑事局においては、「性的な被害を申告することの困難さ」についての調査は現時点では実施していないものの、令和5年10月11日付で各地方検察庁次席検事宛ての依頼文書を発出し、

- 不同意わいせつ罪、不同意性交等罪及び16歳未満の者に対する面会要求等罪の適用状況
- 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行状況

に関して、定期的に報告を求める方法により、調査を実施している。

(参考2) 実態調査の関係府省庁について

刑法・刑訴法一部改正法附則第20条第2項の調査を実施するに当たっての関係府省庁としては、法務省のほか、内閣府（男女共同参画局）や警察庁などが考えられる。

(参考3) 令和5年6月13日参議院法務委員会議事録（抜粋）

- 仁比聰平君 （略）ですから、これを専門家の方から伺って、そうですねというだけじゃなくて、こうした観点を持って政府が私はしっかり実態を調査するということが必要だし、附則20条の2項が求めている必要な調査という

のはそういうものでなければならないと思うんですが、大臣、いかがですか。

○国務大臣（齋藤健君） 本法律案では、今御指摘のように、衆議院における御審議の結果、附則が修正されて、政府において、施行後5年を経過した場合に施策の在り方について検討を加えること、より実証的な検討となるよう、性的被害の申告の困難さ等について必要な調査を行うことが定められたとしたわけあります。

我々といたしましては、こうした御審議の結果を踏まえて、本法律案が成立した場合には、御指摘の実態調査の方法や範囲などについても、関係府省庁とも連携し、適切に対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

(参照条文) 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）附則

(検討等)

第20条 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて処罰対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収

物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）の規定（以下「新刑法等の規定」という。）の施行の状況を勘案し、新刑法等の規定の施行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意についての意識も踏まえつつ、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他性的な被害の実態について、必要な調査を行うものとする。

【責任者：玉本将之 刑事法制管理官 内線 [REDACTED] 携帯 [REDACTED]】